

平成 19 年 11 月 20 日

各位

会社名 株式会社 新生銀行  
 代表者名 代表執行役社長 ティエリー ポルテ  
 (コード番号: 8303 東証第一部)

### 当行株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当行は、平成 19 年 11 月 20 日開催の取締役会において、以下に記載する共同買付者（以下、「公開買付者」といいます。）による当行普通株式の 358,455,953 株（自己株式を除く、発行済普通株式数の約 22.7%）を上限とする公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）について賛同の意を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。公開買付者は、本公開買付けの買付期間として、平成 19 年 11 月 22 日から平成 20 年 1 月 10 日までの 30 営業日を予定しております。

公開買付者は、ジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシー（J.C. Flowers & Co. LLC）（以下、「JCF&Co.」）といいます。）の関係者を含む投資家が本公開買付けによって当行の株式を取得するために新たに組成された投資ピークルです。

なお、公開買付者が当行の買付け予定上限株数を取得した場合でも、当行は東京証券取引所での上場を維持する方針です。

#### 1. 公開買付者の概要

(1)	商号	(a) サターン I サブ (ケイマン) エグゼンプト・リミテッド (Saturn I Sub (Cayman) Exempt Ltd.) (b) サターン・ジャパン II サブ・シーブイ (Saturn Japan II Sub C.V.) (c) サターン・ジャパン III サブ・シーブイ (Saturn Japan III Sub C.V.) (d) サターン IV サブ・エルピー (Saturn IV Sub LP)
(2)	事業内容	当行の株式を保有するために新たに組織された会社及びパートナーシップ
(3)	設立年月日	(a) 平成 19 年 10 月 (b) 平成 19 年 11 月 (c) 平成 19 年 11 月 (d) 平成 19 年 10 月
(4)	本店所在地	(a) ケイマン諸島 KY1-9002、グランドケイマン、ジョージタウン、メアリーストリート 87、ウォーカーハウス ウォーカーズ・エスピーブイ・リミテッド気付 (b) アメリカ合衆国 10022 ニューヨーク州ニューヨーク市フィフス・アベニュー 717 (26 階) (c) アメリカ合衆国 10022 ニューヨーク州ニューヨーク市フィフス・アベニュー 717 (26 階) (d) ケイマン諸島 KY1-9002、グランドケイマン、ジョージタウン、メア

		リーストリート 87、ウォーカーハウス ウォーカーズ・エスピーブイ・リミテッド気付	
(5)	代表者の役職・氏名	(a) 取締役 J. クリストファー・フラワーズ ( J. Christopher Flowers ) (b) 究極的なジェネラル・パートナーの取締役 J. クリストファー・フラワーズ (c) 究極的なジェネラル・パートナーの取締役 J. クリストファー・フラワーズ (d) 究極的なジェネラル・パートナーの取締役 J. クリストファー・フラワーズ	
(6)	資本金 ( 出資金 )	(a) 0.01 米ドル (b) 1,500 ユーロ (c) 1,500 ユーロ (d) 2 米ドル	
(7)	大株主及び持株比率	(a) サターン I エルピー ( Saturn I LP ) 100% (b) ケイマン II ( ケイマン ) エグゼンプト・リミテッド ( Cayman II ( Cayman ) Exempt Ltd. ) 究極的なジェネラル・パートナー (c) ケイマン III ( ケイマン ) エグゼンプト・リミテッド ( Cayman III ( Cayman ) Exempt Ltd. ) 究極的なジェネラル・パートナー (d) ケイマン IV ( ケイマン ) エグゼンプト・リミテッド ( Cayman IV ( Cayman ) Exempt Ltd. ) 究極的なジェネラル・パートナー	
(8)	当行との関係等	資本関係：	現在、公開買付者は当行の株式を保有しておりません。 なお、公開買付者によれば、J. クリストファー・フラワーズ氏 ( 以下、フラワーズ氏といいます。 ) は当行の発行済普通株式の約 5.95% を実質的に保有しているほか、当行の発行済普通株式の 4.48% を保有するために設立されたパートナーシップについては、そのジェネラル・パートナーの実質的な支配権を有しています。
		人的関係：	当行の取締役であるフラワーズ氏は、サターン I サブ ( ケイマン ) エグゼンプト・リミテッドの取締役であり、かつその他の公開買付者の究極的なジェネラル・パートナーの取締役です。ティエリー・ポルテ氏 ( 取締役、代表執行役社長・最高経営責任者 )、杉山淳二氏 ( 取締役、代表執行役・会長 ) 及び一部の執行役を含む当行経営陣には、適用法令の遵守を条件として公開買付者に対して投資を行う機会が与えられる予定です。当行取締役であるエミリオ・ボティン氏は公開買付者に対して投資を行うサンタンデルグループの会長であります。
		取引関係：	該当事項はございません。
		関連当事者への該当状況：	該当事項はございません。

## 2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 取締役会の意見

当行の取締役会は、平成 19 年 11 月 20 日開催の取締役会において、本公開買付けに対して賛同することを決議いたしました。

### (2) 本公開買付けに賛同するに至った経緯

当行は、インスティテューショナル・バンキング、コンシューマー・アンド・コマーシャル・ファイナンス及びリテール・バンキングという 3 本柱をビジネス戦略の基盤とするビジネスモデルを有する金融機関です。当行の前身である日本長期信用銀行（LTCB）は、深刻な不良債権問題により、平成 10 年 10 月に政府によって国有化されました。平成 12 年 3 月 1 日には、当行の普通株式が、政府から、投資を目的に設立されたパートナーシップであるニュー・LTCB・パートナーズ（New LTCB Partners）に対して譲渡されました。

一時国有化からの脱却後、ニュー・LTCB・パートナーズが招聘した新経営陣及び取締役会の指導の下、当行は、国内のインスティテューショナル・バンキング及びリテール・バンキングの各分野において業務を展開するために必要な資産内容の改善及び社内体制の強化策を実施してまいりました。新たな経営陣の下で当行が実施した施策は下記の通りです。

- ・ 適正なリスクリターンに基づく金利スプレッドの適用、及び手数料ベースの収益の大幅な拡大
- ・ リテール・バンキング業務のフル展開
- ・ 金融再生法に基づく不良債権の削減（平成 12 年 3 月の 1 兆 8,647 億円から平成 19 年 3 月現在では 279 億円へ削減）
- ・ コンシューマー・アンド・コマーシャル・ファイナンス分野における、企業買収を含む、新規事業への参入

平成 16 年 2 月に、当行は株式公開を行い、東京証券取引所市場第一部に上場致しました。平成 17 年 2 月の第二回の売出し時において、ニュー・LTCB・パートナーズは、自身の保有する普通株式の過半数をその投資家に分配しました。その後、当行が把握する限りにおいて、フラワーズ氏及び整理回収機構以外には当行の発行済普通株式の 5% を超えて実質所有する株主は存在しておりませんでした。

フラワーズ氏は、JCF&Co.の創業者です。同社はニューヨークを拠点として 2001 年に設立され、金融サービス会社に対する投資業務を専門とし、金融機関の所有及び経営について幅広い経験を有しています。フラワーズ氏は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー（Goldman, Sachs & Co.）の元パートナーであり、また、ニュー・LTCB・パートナーズの組成及び運営並びに当行への投資において主導的な役割を果たしました。ニュー・LTCB・パートナーズが当行の普通株式を取得した後、フラワーズ氏は当行の取締役に就任しています。公開買付者によれば、フラワーズ氏は、現在、当行の発行済普通株式の約 5.95% を実質的に所有しており、加えて、当行の発行済普通株式の約 4.48% を保有するために設立されたりミテッド・パートナーシップについて、そのジェネラルパートナーの支配権を有しています。フラワーズ氏、並びにこのリミテッドパートナーシップは、本公開買付けに応募いたしません。

政府は、株式会社整理回収機構を通じて当行の発行済普通株式の約 12.0%、及び預金保険機構を通じて当行の第二回甲種優先株式の全てを保有し続けております。第二回甲種優先株式は、現在、1株当たり 360 円の取得価格で、当行の普通株式 269.1 百万株の交付を受けることが可能であり、平成 20 年 3 月 31 日までに取得請求が行われない場合には、平成 20 年 4 月 1 日に当行による優先株式の一斉取得、および普通株式の交付が行われます。当行は、公的資金注入銀行として、経営健全化計画を作成し、定期的に更新することが義務付けられております。当行の平成 19 年 3 月期決算においては、主にコンシューマー・アンド・コマース・ファイナンス業務に関する減損処理及び引当金の影響により、当該計画における収益目標を達成するに至らず、同年 6 月に、金融庁より業務改善命令を受けることとなりました。

近年、日本の主要な金融機関の多くで財務状況が改善していることに加えて、異なる金融業態間の規制緩和が進行していることにより、当行の事業分野における競争は激しさを増しております。さらに、消費者金融会社の、借入人に対する「過払い」又は「グレーゾーン」利息の返還について厳しく解釈する裁判所の判決、及び貸出上限金利の引き下げにつながる法令の改正により、当行のグループ会社を含め、日本のノンバンク業界は大きな影響を受けています。こうした変化は、消費者金融業界における統合と再編の一因となっています。消費者金融業界における規制の変化が当行のグループ会社に対してもたらした影響、及び米国住宅ローン市場におけるエクスポージャーに関連する評価減等の影響により、当行は平成 19 年 11 月 14 日に、平成 19 年 9 月中間期の純利益が、前中間期から 40.3% 減額して 231 億円となったこと、及び普通株式に係る中間配当を行わない旨を公表しました。

JCF&Co.及び当行経営陣のメンバーは、当行の長期的な事業計画に対する自らのコミットメントを強めたいと考えております。公開買付者は、当行の株主基盤及び「3本の柱」のビジネスモデルを強化し、顧客に提供される金融商品及びサービスを拡大することを目的として、投資を行います。

当行の事業の 3 本柱は、広範囲の事業及び顧客層をカバーしており、当行の収入源を多様なものとしています。JCF&Co.及び当行経営陣は、これら全ての分野において、当行の先進的な IT 技術、資本基盤、及びリスクマネジメント機能を活用することにより、業容拡大に伴う効率化を図るだけでなく、紹介及び共同提案によるシナジー効果を追求することも可能になると考えています。当行の事業戦略のその他の重要な要素には、以下のものが含まれます。

- ・ SPB ( Strategy, Plan, and Budget ) の実行

当行並びに各グループ及び部署は、自らのビジョンに基づき、戦略・計画・予算（以下、「SPB」といいます。）を設定しています。SPB は、各部門が作成する、戦略的で顧客志向の目標、及びそれらを達成するための具体的なアクションプランをベースに、ボトムアップのプロセスを通じて作成され、同時に、各部門には目標の達成度を測るための主要な業績指標の設定が求められています。経営陣は、目標の達成度を定期的に監督し、必要に応じて各部門と協力して、戦略、計画、及び予算を調整します。

- ・ インスティテューショナル・バンキングへの取り組みとしての「ソリューションバンキング」の実行

当行は、インスティテューショナル・バンキング部門において金融商品及び顧客担当部署の統合を進めてきました。当行は、これによって法人業務の中心を、伝統的な日本の銀行業モデルの基盤である企業向け貸付から、顧客の財務上のニーズに応じてカスタマイズされた革新的なソリューションの提供へと転換してきました。顧客担当者

は、金融商品の専門部署との密接な協力により、貸出取引を拡大するだけでなく、証券化、ストラクチャード・ファイナンス、コーポレート・アドバイザー及びその他の取引によって非金利収入の獲得につながる取引を拡大しています。

- ・ リテール顧客から選択される金融機関を目指して

豊富な金融商品とサービスを持つ当行のリテール業務は、資金調達基盤の多様化に寄与しています。さらに、預かり資産 2,000 万円以上、または投信等のリスク資産 300 万円以上、または住宅ローンを借り入れている顧客に対して、プラチナサービスを提供する等のセグメント戦略を実践しております。当行のリテール戦略は、当行を多様な金融商品及びサービスを提供する日本におけるリテールバンクの主流として確立することです。それは、資産家及び富裕層に属する顧客向けのコンサルティングやアドバイザー・サービスを提供すると同時に、一般顧客向けに効率的で便利なダイレクト・バンキング・サービスを提供するというものです。

- ・ コンシューマー・アンド・コマーシャル・ファイナンス事業の再編及び拡大

当行は、コンシューマー・アンド・コマーシャル・ファイナンス事業を重要な柱の一つであると考えております。当行は、消費者金融業界を取り巻く業務環境の変化を考慮の上、子会社である株式会社アプラスにおける消費者金融事業の再構築を積極的に実行しました。当行は、自らの金融及びリスクマネジメントに関する専門的知識、資本市場へのアクセス、及び先進的な IT 技術とノウハウを用いることにより、コンシューマー・アンド・コマーシャル・ファイナンス事業の収益性を改善できるものと確信しております。また、これらの事業を当行の総合的な金融商品及びサービスの提供と組み合わせることにより、グループ会社の間で相乗効果が生まれることも期待できます。

当行の業務戦略を支援するため、公開買付者は当行との間でトランザクション・アグリーメント (Transaction Agreement) (以下、「本件取引契約」といいます。)を締結し、公開買付者が本公開買付けを開始すること、また本公開買付けの成立を条件として、当行が資本基盤の強化を目的として、1株当たりの払込金額を本公開買付けの買い付け価格と同額とする、総額 500 億円の普通株式の第三者割当増資 (以下、「本第三者割当増資」といいます。)を公開買付者に対して行うことに合意しました。公開買付者が、当該公開買付けにおける上限株式数に相当する普通株式を取得し、本第三者割当増資が完了した場合、公開買付者及びその他の JCF&Co.の関係者は当行の完全希薄化後の発行済普通株式の約 32.6%を保有することとなります。

公開買付者及び当行は、本件取引契約の履行により、株主となる公開買付者が、当行に対して十分な支援、及び新たな資金を提供し、それにより当行が事業戦略を実現し、また資本調達基盤、経営力及び市場における地位を強化することができると考えています。公開買付者及び当行は、上記を通じた財務基盤の強化により、公的資金の返済を早期に実現することが可能になるものと確信しています。

公開買付者から提案を受けた後、株主の利益を保護する必要性についても考慮しつつ、本公開買付けに関して利害関係のない当行の取締役 (以下、「独立取締役」といいます。)により構成される特別委員会 (以下、「本特別委員会」といいます。)は、本公開買付け、公開買付価格、本件取引契約その他の条件について、多角的観点からその利点とリスクについて、下記(3)及び(4)に記載されているとおりの分析・検討を行ってまいりました。かかる検討を経て、当行の現在の事業環境に鑑み、独立取締

役のみが決議に参加した当行の取締役会は本公開買付けに対する賛同の意を示し、また本件取引契約の締結は、当行の将来の業績を向上させ、また企業価値を増加させるために、魅力的かつ合理的なアプローチであるとの結論に至りました。

### (3) 公正性を担保するための措置

公開買付者は、当行の普通株式を、当行の現在の発行済普通株式（自己株式を除く。）の 22.7%に相当する 358,455,953 株を上限として取得することを目指して本公開買付けを行います。なお、本公開買付けにおいては、応募株券等の買付予定の下限は設定されません。当行は、自己株式を本公開買付けに一切応募しないことに合意しております。また、本公開買付けの成立については、公開買付者及びその関係者が銀行法の規定に基づき当行の主要株主基準値以上の議決権の保有者となることについて、内閣総理大臣の認可を受けることが条件とされております。

当行の取締役及び経営陣の一部が公開買付者に対して投資持分を有する予定であることから、当行は、特に公開買付価格の設定並びに本公開買付け及び本件取引契約の条件の決定について、株主にとっての公正性を確保するための適切な手続がとられることを担保する必要があります。

当行の取締役会は、平成 19 年 10 月 31 日に、本件取引に関する最初の説明を公開買付者から受けました。当行の取締役会は、本件取引を通じた事業戦略の実施が当行にとっての利益となる可能性が高いと考え、さらなる検討を行うために、公開買付者への出資を予定しているティエリー・ポルテ氏と杉山淳二氏、及びフラワーズ氏、並びに公開買付者に出資するサンタンデルグループ会長であるエミリオ・ポティン氏を除く、本件取引に関して利害関係のない取締役により構成される特別委員会を設立し、また独立のファイナンシャル・アドバイザーを起用することを決定しました。平成 19 年 11 月 9 日に本特別委員会は、本件取引を検討するために会議を開催し、モルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「モルガン・スタンレー」といいます。）を独立のファイナンシャル・アドバイザーとして指名し、また、当行の外部法律顧問であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から助言を受けました。平成 19 年 11 月 9 日から平成 19 年 11 月 19 日までの期間、本特別委員会のメンバーは、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、モルガン・スタンレー及びその他の者から助言を受け、本公開買付け及び本件取引契約の条件について検討しました。平成 19 年 11 月 19 日に、これらを踏まえた協議が本特別委員会において行われ、モルガン・スタンレーからは、平成 19 年 11 月 19 日付で本公開買付けにおける公開買付価格（普通株式 1 株あたり 425 円）が、公開買付者及びその関係会社を除く新生銀行普通株主にとり、財務的見地から妥当である旨、及び本第三者割当増資における払い込み金額（普通株式 1 株あたり 425 円）が、新生銀行にとり、財務的見地から妥当である旨の意見書が提出されました。当行の取締役会は、本公開買付けの条件並びにその他の一切の関連事実、事情、及び本特別委員会からの本件を支持するとの意見を考慮した上で、本公開買付けは当行の全ての株主にとって共通の利益をもたらすものであると判断し、本公開買付けに賛同することを、出席取締役 10 名の全会一致により決議致しました。なお、公開買付者への出資を予定しているティエリー・ポルテ氏と杉山淳二氏、及びフラワーズ氏、並びに公開買付者に出資するサンタンデルグループの会長であるエミリオ・ポティン氏は、特別利害関係を有する取締役に該当する可能性があるため、上記取締役会の決議には参加していません。当行の上記 4 名以外の取締役は、全て独立取締役であり社外取締役です。

1 株当たり 425 円という公開買付価格は、本件発表日の前日である平成 19 年 11 月 19 日の東京証券取引所市場第一部における、当行普通株式の終値の過去 3 ヶ月間における単純平均 352 円に対し 20.7%のプレミアムを、同 1 ヶ月間の単純平均値 342 円に対して 24.4%のプレミアムを、同日終値 364 円に対し 16.8%のプレミアムを加えた金額となります。

#### (4) 利益相反を回避するための措置

上記(3)で述べたとおり、当行取締役及び経営陣の一部が公開買付者に対して投資持分を有する予定であるため、本特別委員会は公開買付の提案を検討するにあたり、当行の株主の利益を保護し、本公開買付けに関する条件と手続の公正性を確保するため、情報収集、分析、審議において適切な手段をとってまいりました。加えて、本特別委員会は、本公開買付け及び本件取引契約によって当行の価値が向上するか、公正な手続により当行の株主の利益保護のための考慮がなされているか、従って取締役会は本公開買付けに賛同すべきかという点について、平成 19 年 11 月 9 日から 11 月 19 日まで、会議及び電子メール等により頻繁に情報及び意見を交換いたしました。

また、本特別委員会は、日本法に関する当行の外部法律顧問であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、口頭、文書、電子メール等により本公開買付け及び本件取引契約の詳細、諸々の問題点、及びそれらに対する現実的対応について助言を得ました。上述のとおり、本特別委員会のメンバーはどのようにして当行の価値が向上されるのか、本公開買付けにおいて株主の利益がどのように保護されるかを検討しました。

さらに、本特別委員会は、モルガン・スタンレーを独立のファイナンシャル・アドバイザーとして起用し、同社の助言を得て、公開買付価格および本第三者割当増資における払い込み金額の分析について協議しました。本特別委員会は、財務的見地からみた、公開買付者及びその関係会社を除く新生銀行普通株主にとっての公開買付価格、および財務的見地からみた、新生銀行にとっての本第三者割当増資における払い込み金額の妥当性についても同社より説明を受けました。

本特別委員会は、上記に記載した諸般の事実を考慮した結果、本公開買付けは当行の企業価値を向上させるものであり賛同すべきものであると考えるに至り、その旨当行取締役会にも報告いたしました。それを受けて当行の取締役会（全取締役 14 名中の独立取締役 10 名が決議に参加）は、公開買付価格、第三者割当増資により得られる新たな資本、JCF&Co.、その他公開買付者への投資家と当行経営陣から示された当行の 3 本柱の業務戦略へのコミットメント、当行の現在の財務状況、当行の企業価値への影響、本特別委員会からの報告、その他諸般の事実を考慮した結果、本公開買付けは当行の企業価値を向上させるものであり、株主全体にとっても利益を与えるものであるとの結論に至り、平成 19 年 11 月 20 日、全会一致で本公開買付けに賛同することを決定しました。

#### (5) 上場の維持

現在、当行の普通株式は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場していますが、当行及び公開買付者は、本公開買付け及び本第三者割当増資の完了後においても、当行の株券の上場を維持する方針です。

#### 3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

#### 5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

#### 6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

#### 7. 公開買付者のプレスリリース

添付資料をご覧ください。

以 上

本書面に含まれる情報を閲覧された方は、公開買付者が金融商品取引法施行令第30条第1項第1号に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開した時から12時間を経過するまでは、金融商品取引法第167条第3項及び金融商品取引法施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として当行の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当行は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。



平成 19 年 11 月 20 日

各位

ジェイシーフラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシー  
(J.C. Flowers & Co. LLC)

### 株式会社新生銀行株式に対する公開買付け（一部買付け）に関するお知らせ

ジェイシーフラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシー（J.C. Flowers & Co. LLC）（以下、「当社」といいます。）は、4つの投資ビークル（これらのビークルに対する投資家には当社の関係者が含まれます。）（以下、総称して「公開買付者ら」といいます。）が、株式会社新生銀行（以下、「新生銀行」といいます。）普通株式の 358,455,953 株（自己株式を除く発行済普通株式総数の約 22.7%）を上限とする公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施することを、公開買付者らを代表して、お知らせいたします。買付価格は 1 株あたり 425 円、買付期間は平成 19 年 11 月 22 日から平成 20 年 1 月 10 日までの 30 営業日となる予定です。

公開買付者らは、公開買付者らに対する投資家が本公開買付けを通じて新生銀行の株式を取得することを目的として新たに組成した投資ビークルです。公開買付者らへ出資する主要な投資家には、当社が運営し多様な機関投資家基盤を有する投資ファンドであるジェイシーフラワーズ II エルピー（J.C. Flowers II L.P.）、サンタンデルグループ（Grupo Santander）及びスイス再保険会社（Swiss Re）が含まれます。これらの機関投資家に加えて、ティエリー・ポルテ氏（取締役、代表執行役社長）、杉山淳二氏（取締役、代表執行役会長）及び新生銀行の執行役を含むその他の新生銀行の経営陣が、適用法令の遵守を条件として、公開買付者らに対して出資を行う機会を付与される予定です。また、本公開買付けの成立については、公開買付者ら及び当社の関係者の一部が銀行法の規定に基づき銀行である新生銀行の主要株主となることについて内閣総理大臣の認可を受けることを条件としております。

公開買付者らは、新生銀行との間でトランザクション・アグリーメントを締結しました。トランザクション・アグリーメントでは、本公開買付けが成立することを条件として、新生銀行が公開買付者らに対して、117,647,059 株の普通株式を、本公開買付けにおける 1 株あたりの買付価格と同額で発行することが合意されています。なお、公開買付者らは、公開買付者らが買付け予定上限株数を取得した場合でも、新生銀行の東京証券取引所での上場は維持されるものと理解しております。

###

新生銀行の株主の皆様

新生銀行の株主の皆様におかれましては、本公開買付けの応募手続き等につきご不明な点がございましたら、日興シティグループ証券株式会社（公開買付代理人）または日興コーディアル証券株式会社（復代理人）まで、お問い合わせ下さい。

なお、日興コーディアル証券株式会社では、本公開買付けの応募手続きに関する個人株主様のお問い合わせ先として専用フリーダイヤルを開設しております。

**日興コンタクトセンター公開買付専用ダイヤル【個人株主様専用】**

フリーダイヤル： 0120-250-959

開設期間： 公開買付期間（平成 19 年 11 月 22 日～平成 20 年 1 月 10 日（予定））

9:00～17:00（但し、土・日・祝日を除く）

（注）応募手続き書類のご請求の際は、株主ご本人様がお問合せ下さいますようお願いいたします。